

青森県報

第二千二百三十八号

平成十五年
十月十四日
(火曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課)	一
生活保護法による医療機関の指定……………	(同)	一
身体障害者福祉法による居宅支援事業者の指定……………	(障害福祉課)	一
身体障害者福祉法による身体障害者療護施設の指定……………	(同)	二
知的障害者福祉法による居宅支援事業者の指定……………	(同)	二
知的障害者福祉法による特定の障害者授産施設の指定……………	(同)	二
児童福祉法による居宅支援事業者の指定……………	(同)	二
出先機関……………		
土地改良事業の工事の完了……………	(中農南地 事林水地 務務所産方)	三
教育委員会……………		
公印の作成及び廃止……………	(職員福利課)	三
正 誤……………		
平成十五年三月二十八日号外第二十四号公安委員会中……………	(交通企画課)	四

告

示

青森県告示第六百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
古川泌尿器科 サカ工業局勝田	黒石市北美町一丁目五九 青森市勝田二丁目八の一	平成二五・九一四 一五・九二六

青森県告示第六百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
古川泌尿器科	黒石市旭町九の一	平成二五・九一五

青森県告示第六百四十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、次のとおり身体障害者居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第十七条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十五年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	名称	所在地	指定期日
社会福祉法人秋葉会	上北郡上北町大字大浦字境ノ沢一・二・七	八戸市大字河原木字八太郎山三	短期入所事業	八太郎山療護園	八戸市大字河原木字八太郎山三	平成二〇〇一

青森県告示第六百四十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の十一第一項の規定により、次のとおり身体障害者療護施設を指定したので、同法第十七条の三十一第一号の規定により公示する。

平成十五年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	設置の場所	指定期日
八太郎山療護園	八戸市大字河原木字八太郎山三の一三八	平成二〇〇一

青森県告示第六百四十九号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、次のとおり知的障害者居宅支援事業を行う者を指定したので、同法第十五条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十五年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	名称	所在地	指定期日
社会福祉法人秋葉会	上北郡上北町大字大浦字境ノ沢一・二・七	八戸市大字河原木字八太郎山三	知的障害者居宅支援	知的障害者居宅支援事業を行う事業所	八戸市大字河原木字八太郎山三	平成二〇〇一

青森県告示第六百五十号

社会福祉法人豊寿会	八戸市大字妙字分枝二七の一	ビス事業	アネックス妙光園	八戸市根城四丁目六の二四	平成二〇〇一
特定非営利活動法人あいゆう	北津軽郡板柳町大字狐森字浅井七〇の一	ビス事業	デイサービスセンターあいゆう	北津軽郡板柳町大字狐森字浅井七〇の一	"

青森県告示第六百五十号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の十一第一項の規定により、次のとおり特定知的障害者授産施設を指定したので、同法第十五条の三十一第一号の規定により公示する。

平成十五年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	設置の場所	指定期日
知的障害者通所授産施設りんごの里	弘前市大字高杉字尾上山九四八	平成二〇〇一

青森県告示第六百五十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十一第一項の規定により、次のとおり児童居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十五年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	児童居宅支援の種類	名称	所在地	指定期日
社会福祉法人秋葉会	上北郡上北町大字大浦字境ノ沢一・二・七	八戸市大字河原木字八太郎山三	児童居宅支援	児童デイサービスセンター希望ヶ丘	八戸市大字河原木字八太郎山三	平成二〇〇一

社会福祉法人秋葉会	上北郡上北町大字大浦字境ノ沢一七二七	短期入所事業	八太郎山療護園	八戸市大字河原の三三八	"
-----------	--------------------	--------	---------	-------------	---

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第一項の規定により公告する。

平成十五年十月十四日

中 南 地 方 農 林 水 産 事 務 所 長 高 畑 幸

土地改良事業の名称	事業を行う者	工 事 完 了 年 月 日
十四年災農地災害復旧事業 一七一	黒石市	平成一五・七・二〇
" 一七三	"	"
" 一七四	"	一五・六・二七
" 一七五	"	一五・七・七
" 一七七	"	"
十四年災農業用施設災害復旧事業 一七一〇二	"	一五・六・三〇
" 一七一〇三	"	"
" 一七一〇四	"	一五・七・二〇

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第十号

平成十五年十月十三日次の表の上欄に掲げる公印を廃止し、平成十五年十月十四日同表の下欄に掲げる公印を作成したので、青森県教育委員会文書取扱規程（昭和三十年十二月青森県教育委員会訓令甲第十二号）第九条の規定により告示する。

平成十五年十月十四日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

"	一七 一〇五	"	"
"	一七 一〇六	"	一五・九・二七
"	一七 一〇七	"	"
"	一七 一〇八	"	一五・八・五
"	一七 一〇九	"	一五・九・二七
"	一七 一一〇	"	"
"	一七 一一一	"	一五・八・五

公印の名称及び印影	青森県立深浦高等学校長印	青森県立深浦高等学校長印
公印の名称及び印影	青森県立深浦高等学校長印	青森県立深浦高等学校長印

正
誤

		平成 ^{一五} 年 ^{一〇} 月 ^{一四} 日				発行年月日		
		公安委員会規則				区分		
		第三号				番号		
五	四					ページ		
上	下				上	段		
		後ろから 三	後ろから 六	二七	一五	四	後ろから 四	行
前記六	九 未受講者に対す	九 未受講者に対す	六 講習の通知	六 講習の通知	三 受講対象者	三 受講対象者	誤	
前記六	9 未受講者に対す	9 未受講者に対す	6 講習の通知	6 講習の通知	3 受講対象者	3 受講対象者	正	

警察本部交通企画課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭